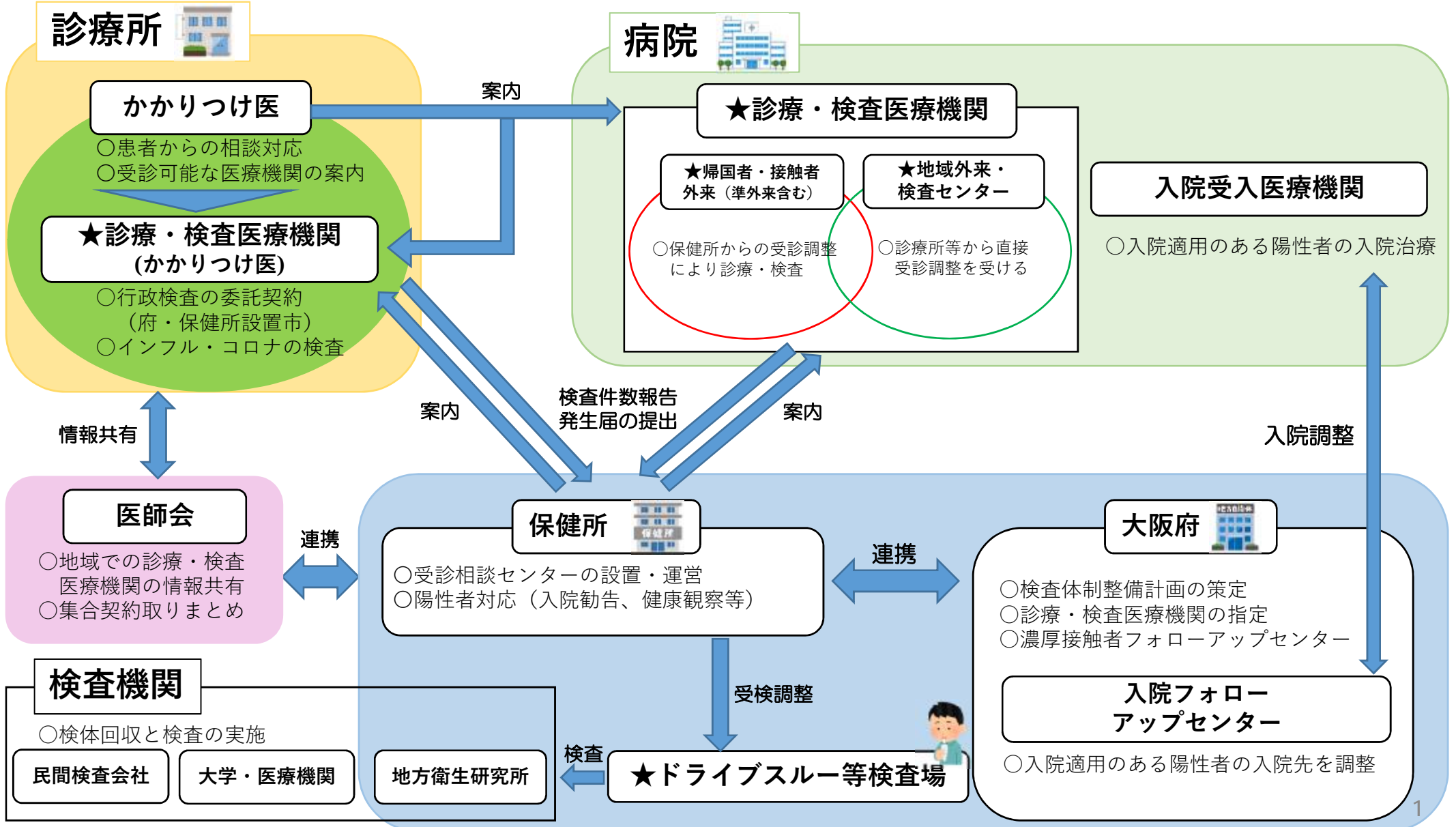


今冬に向けた新型コロナ相談、診療・検査体制（案）

各機関の役割

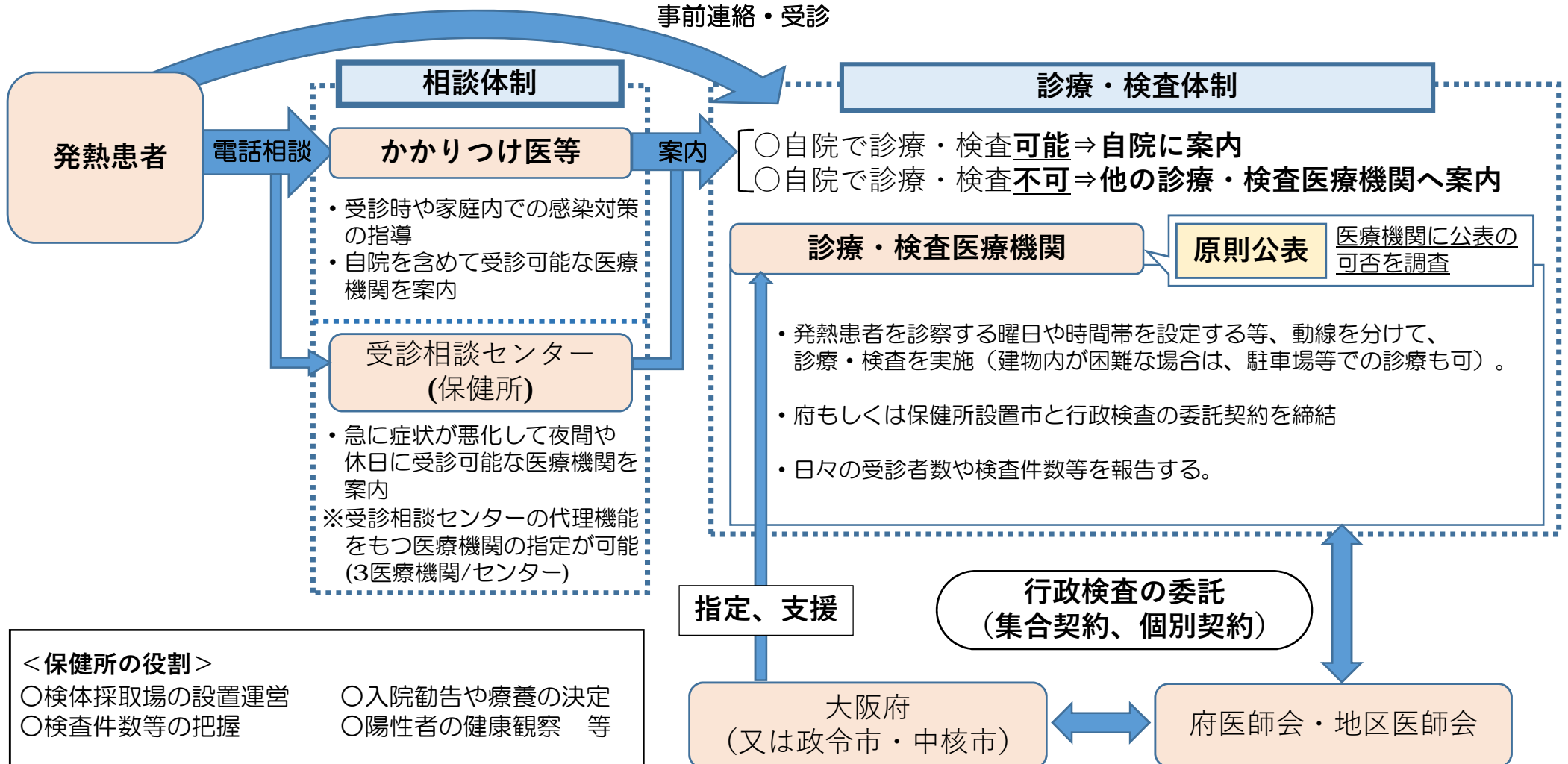
★ 検体採取実施機関



今冬に向けた相談、診療・検査体制（案）

相談、診療・検査フロー

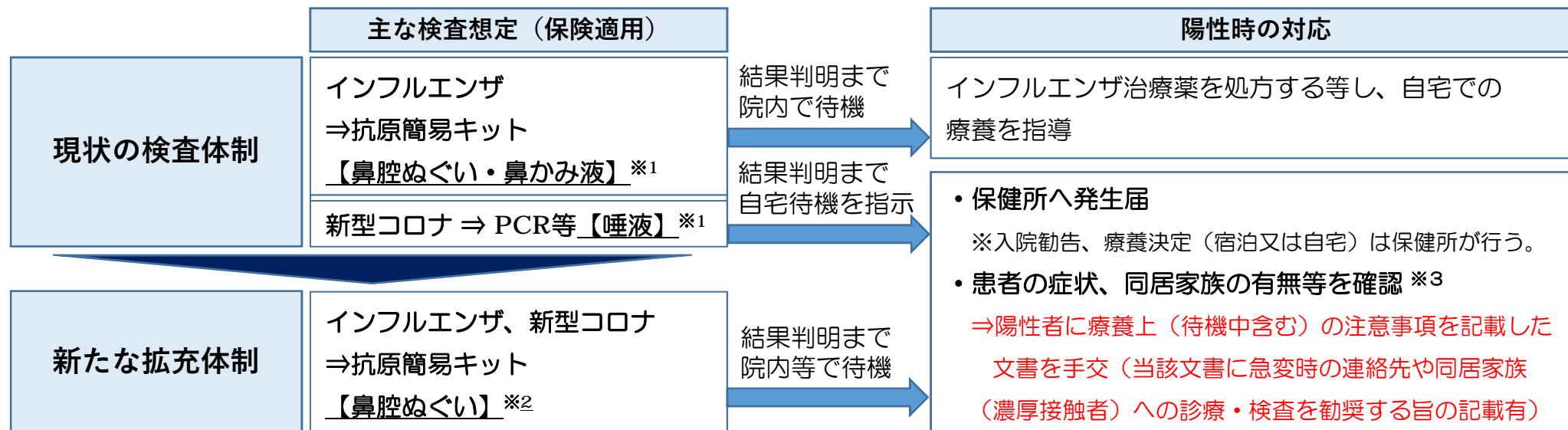
発熱患者が早期に相談・受診できる体制を構築するために、「診療・検査医療機関」を府が指定する。（政令市・中核市含む）



地域の診療所等における検査体制の想定

診療所等での想定検査体制

○インフルエンザと新型コロナの鑑別が困難な発熱患者に対し、「診療・検査医療機関」で両方の検査を実施。
 検体採取者の曝露リスクを考慮し、検体は「鼻腔ぬぐい」「鼻かみ液」及び「唾液」を基本とする。



※1：小児科は、同居家族に発熱者がいないことを前提に鼻咽頭拭いで検査可能

※2：10月2日付けで国から、有症状者に対する鼻腔ぬぐい検体の使用について有効性が示された。

（発症当日及び発症から10日目以降で、陰性の場合、鼻咽頭ぬぐいによるPCR検査を行う必要あり。）

※3：療養、入院の選択に関する考え方（案）については、今後、国の考え方を踏まえ、府新型コロナウイルス感染症対策協議会で協議予定。

* 自宅療養対象者の例：若年層で入院を必要とする基礎疾患等がない者、など

「診療・検査医療機関」の指定

府は、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けられるよう、「診療・検査医療機関」を指定する。

指定までの流れ

- ① 府から病院及び医科診療所に対し、診療・検査の可否、1日あたりの対応時間等を調査
- ② 府は、調査回答があった医療機関の同意に基づき「診療・検査医療機関」を指定し、書面で通知
- ③ 診療・検査医療機関は、PCRや抗原検査等の検査手法、自院検査か検査機関への委託の別、対応可能な外国語などの詳細事項を届出
- ④ 診療・検査医療機関の指定状況については、保健所や地区医師会をはじめ地域の医療機関で情報を共有

【診療・検査医療機関における感染管理】

- 院内感染対策のため、患者の事前予約制の徹底と動線の確保を行う。
(府及び管轄保健所からも啓発)
- 物理的な動線の確保以外にも、診察時間の内、曜日や時間帯を発熱患者の診察時間に設定する。

【診療・検査医療機関の公表】

- ※ 医療機関の意向を調査し、同意を得られた診療・検査医療機関は府ホームページ等で、公表とする。ただし、「公表医療機関数」や地域毎の分布を考慮し、公表方法を検討。
- ※ 「公表不可」も含め、保健所毎の診療・検査医療機関数は、定期的に公表する。

<今後のスケジュール>

日程	内容
10月上旬	府から意向調査発出
10月中旬	意向調査回答期限
10月中旬～下旬	集計期間
10月下旬	診療・検査医療機関の指定書発送
	診療・検査内容の届出〆切
	診療・検査体制の情報共有